

骨髄の提供者に助成金を交付します

骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進を図るために、骨髄等を提供した方（ドナー）に助成金を交付します。

【対象者（次のすべてに該当する方）】

- （１）骨髄等の提供時に太子町に住所を有する方
- （２）公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、バンクが発行する証明書の交付を受けた方
- （３）骨髄等の移植に関し、他の助成を受けていない方
- （４）名称に関わらず、ドナーとなるための休暇制度を設ける企業、団体等に属さない方

【助成内容】

次に掲げる骨髄等の提供に要した通院・入院日数に、２万円を乗じた額とします。ただし、１回の骨髄等の提供につき１４万円を限度とします。

- （１）健康診断のための通院・入院
- （２）自己血貯血のための通院・入院
- （３）骨髄等の採取のための通院・入院
- （４）その他骨髄等の提供に関し町長が必要と認める通院・入院

※骨髄等の採取術やこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院・入院は除きます。

【申請方法】

提供が完了した日から９０日以内に、次に掲げる書類等を太子町健康こども政策課に提出してください。後日指定口座へ振り込みます。

- （１）太子町骨髄ドナー助成費交付申請書兼請求書（様式第１号） ※押印必須
- （２）公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書（対象となる日数がわかるもの）

※申請者は、提供者本人になります。

※振込先の口座は、提供者本人の口座のみです。口座番号がわかるものを持参してください。

【骨髄移植ドナー登録について】

骨髄バンクは、白血病や再生不良性貧血などの治療のため、「骨髄移植」が必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事业です。移植には、数万通りもあるという白血球の型（HLA 型）が互いに適合することが必要であり、その確率は非常に低くなっています。移植を希望するすべての患者さんがチャンスを得るために、「ドナー登録」にご協力をお願いします。

【骨髄ドナー休暇制度の導入について「事業所の皆様へ」】

骨髄バンクを介して骨髄提供をする場合、提供後の健康診断に至るまでに、７～１０日程度の通院や入院が必要になります。ドナーになった方が優先して骨髄を提供できるよう、「ドナー休暇制度」や「ボランティア休暇制度」の導入をお願いします。

公益財団法人日本骨髄バンク
<https://www.jmdp.or.jp/>



【問合せ・申請先】

太子町役場健康こども政策課健康増進担当
（保健センター内） TEL 72-6611